

令和 2（2020）年 4 月 28 日

保護者の皆様へ

小田原市保育課

保育所等の登園自粛について(お願い)

保育所等の利用につきましては、4月9日付けで皆様にできる限りご家庭での保育をお願いしたところですが、県内で新型コロナウイルスの感染に伴う臨時休園を行った保育所が発生したことに伴い、4月23日付けで県から保育所等への登園自粛に係る依頼がありました。

本市におきましてもお子様や保育士への感染を防ぐため、県の方針に従い、**医療や介護、食料品の流通などの社会生活の維持に必要な事業に従事する方のほか、ひとり親などで仕事を休むことが困難である方などを除き、保育所等への登園を自粛**して下さるようお願いいたします。

感染拡大防止のため、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

参考 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者(神奈川県 の例示)

区分	業種
1 医療体制の維持	病院・薬局のほか、医薬品の販売 等
2 支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設や障害者支援施設 等
3 国民の安定的な生活の確保	電力・ガス等のインフラ運営関係のほか、 飲食料品供給関係や保育所 等
4 社会の安定の維持	金融、物流・運送、警察、消防 等

※ 登園を自粛していただく期間は新型コロナウイルス感染防止に係る緊急事態宣言が解除されるまでの期間とする予定です。保育料の還付対象となる期間も同様ですので、ご理解くださるようお願いいたします。

担当 保育係 (TEL0465-33-1866)